第十七条とし、第七条の八を第十六条とする。第一章第一節中第七条の九を第十九条とし、第七条の八の三を第十八条とし、第七条の八の三を第十八条とし、第七条の八の三第一章第二節の節名中「校長」の下に「、副校長」を加える。

\_ を

第七条の六中「公立大学法人をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条を第十四条とする。同条を第十五条とする。同条を第十五条とする。「は別科の廃止」を削り、児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改め、くは別科の廃止」を削り、児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改め、の学科、専攻科若しくは高等専門学校」部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部」に、、高等専門学校」を「又は高等専門学校」第七条の七中「大学の学部」を「特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等

六条各号」を「第七条各号」に改め、同条を第十三条とする。(第七条の五中「小学部」を「幼稚部、小学部」に「、高等部又は幼稚部」を「又は高等部」に「第一第七条の六中「公立大学法人をい」」の下に「『以下同じ』を加え』同条を第十四条とする

る。

「第六条各号」を「第七条各号」に「学生又は生徒」を「生徒又は学生」に改め、同条を第十二条とす支援学校の高等部又は大学」に改め、同条第三項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別が「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条第二項中「大学又は特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部」を「特別支援学校の高等部又は大学」に、

第六条中「第七条の七」を「第十五条」に改め、同条を第七条とする。第七条の二を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条の二を第八条とする。しくは高等専門学校の学科」に「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条を第十一条とする。部」に「、高等専門学校の学科若しくは特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科」を「若部」に下、高等専門学校の学科若しくは特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学

( 学校職員表彰規程の廃止 ) 第五条を第六条とし、第四条の二を第五条とする。

第三条 中学校通信教育規程(昭和二十二年文部省令第二十五号)の一部を次のように改正する。(中学校通信教育規程の一部改正) (中学校職員表彰規程(昭和九年文部省令第十号)は、廃止する。

第十条を削り、第十一条を附則第一条とし、第十二条を附則第二条とする。

(私立学校法施行規則の一部改正)

第一項」を「第百三十条第一項」に改める。 第四条の三第一項第一号中「第八十三条第二項」を「第百三十四条第二項」に「第八十二条の八第四条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

(学校基本調査規則の一部改正)

第五条第一項第一号5及び6中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」中「第二十二条」を「第十八条」に改め、同法第三十九条の規定による」を削る。中「第二十二条」を「第十八条」に改め、同条第三項項」に改め、同条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同条第三項第三条第一項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に「第八十三条」を「第百三十四条第一第五条 学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

五号中「及び私立の」の下に「幼稚園、」を加え、、、幼稚園」を削る。「)及び高等専門学校」の下に「(公立大学法人が設置する高等専門学校を含む。)」を加え、同項第第六条第一項の表上欄中「小学校、幼稚園」を「幼稚園、小学校」に改め、同条第二項第一号中

に改める。

「加える。 第七条中「並びに公立」の下に「の高等専門学校(公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)」

の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。は大学及び高等専門学校」を加え、同表市町村長の項中「)の設置する大学」及び「、当該大学」は大学及び高等専門学校」を加え、同表市町村長の項中「)の設置する大学」及び「、当該大学」の下に「又

·佼」を「幼稚園、小学校」こ改め「、幼稚園」を削る。 第九条第一項の表学校調査の項、同条第二項の表学校調査の項及び同表学校施設調査の項中「小

- 第十二条第一頁中「小学交・を「力推園、小学交・二女かっ、力推園・学校」を「幼稚園、小学校」に改めて、幼稚園」を削る。

まなことには「見に見つ」となった。また、一句では、「はなり」では、「はなり」を削る。第十二条第一項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、、幼稚園」を削る。

第二条中「児童」を「幼児、児童」に改め、「、幼児」を削る。第六条(学校保健統計調査規則(昭和二十七年文部省令第五号)の一部を次のように改正する。(学校保健統計調査規則の一部改正)

同条第二項中「児童」を「幼児、児童」に改めっ、幼児」を削る。中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学校、大学及び高等専門学校」に改め、中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学校、大学及び高等専門学校」に改め、同項第二号「幼稚園、小学校」にで、中等教育学校及び幼稚園」を「及び中等教育学校」に改め、同項第二号中「小学校」を第四条第一項中「児童」を「幼児、児童」に改め、、幼児」を削り、同項第一号中「小学校」を

、全立見引)- 『女王〉(の立大学法人の設置する高等専門学校を含む。)」を加える。(等専門学校」の下に(公立大学法人」の下に(以下「公立大学法人」という。)」を「)及び高第五条第一項第一号中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

(学位規則の一部改正)

る。 第一条中「第六十八条の二第一項から第四項まで」を「第百四条第一項から第四項まで」に改め第七条 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第六十八条の二第四項」を「第百四条第四項」に改め、同項第二号中「第八十第五条の四中「第六十八条の二第三項」を「第百四条第三項」に改める。第五条の二及び第五条の三中「第六十八条の二第一項」を「第百四条第一項」に改める。八条の二第二項」を「第百四条第二項」に改める。第二条及び第三条第一項中「第六十八条の二第一項」を「第百四条第一項」に改め、同条第二項中「第六十第二条及び第三条第一項中「第六十八条の二第一項」を「第百四条第一項」に改める。

二条の十」を「第百三十二条」に改め、同条第二項中「第六十八条の二第四項」を「第百四条第四

(学校教員統計調査規則の一部改正)

に改める。

学法人」という。)」を、)及び高等専門学校」の下に(公立大学法人の設置する高等専門学校を含校、大学及び高等専門学校」に改め、同条第二項第一号中「公立大学法人」の下に(以下「公立大び中等教育学校」に改め、同項第二号中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学の一第六条第一項第一号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、、中等教育学校及び幼稚園」を「及に改め、私立の」の下に「幼稚園、」を加え、、幼稚園」を削る。

(教育職員免許法施行規則の一部改正)

む。)」を加える。